

目次

第1章 計画の考え方	1
1. 計画改定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと性格	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の性格	2
3. 計画の目標年度	2
4. 計画の構成	3
第2章 計画の基本目標	4
1. 計画の基本理念	4
2. 基本目標の考え方	4
第3章 目標達成に向けた施策の推進	7
1. 計画の施策体系	7
2. 施策の推進	9
【基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」を達成するための主要施策】	
(1) 資源循環の推進	9
(2) 地球温暖化の防止	11
(3) 大気環境の保全	13
(4) 水環境の保全	15
(5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進	16
【基本目標Ⅱ「人と自然が共にある環境の保全」を達成するための主要施策】	
(1) 多様な自然環境の保全	19
(2) 生物の多様性の確保	20
(3) 自然とのふれあいの確保	22
(4) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全	23
【基本目標Ⅲ「やすらぎと潤いのある快適な環境の創造」を達成するための主要施策】	
(1) 身近な自然環境の保全・再生	25
(2) 良好な景観の形成	26
(3) 歴史的・文化的環境の保全	28
【基本目標Ⅳ「自主・協働による環境保全活動の促進」を達成するための主要施策】	
(1) 環境経営の推進	30
(2) 環境教育・環境学習の推進	31
(3) 地域における環境保全活動の促進	33
(4) 国際的な環境保全活動への協力・貢献	34

【共通施策】	
(1) 環境保全の総合的取組みの推進	36
(2) 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供	37
(3) 環境保全に関する調査研究等の推進	38
3. 総合的・重点的施策の基本的方向	39
(1) 廃棄物のない循環型社会の構築『ごみゼロ社会づくり』	39
(2) 自動車環境対策の推進『環境にやさしい車社会づくり』	42
(3) 伊勢湾の再生『美しく豊かな海づくり』	45
(4) 流域環境づくりの推進『清らかで豊かな川づくり』	48
(5) 多様な野生動植物の保護『生き物と共にあるみえづくり』	51
(6) 多様な森林整備の推進『生き生きとした豊かな森林づくり』	54
(7) 快適な都市環境の形成『環境にやさしいまちづくり』	57
(8) 地球環境の保全と国際協力『人類が共にある社会づくり』	60
第4章 環境配慮の方向	63
1. 各主体の参加と環境配慮	63
2. 主体別環境配慮の方向	63
(1) 県	63
(2) 市町村	63
(3) 事業者	64
(4) 住民	68
3. 地域特性別環境配慮の方向	70
(1) 山地地域	70
(2) 平地・丘陵地域	71
(3) 市街地地域	72
(4) 沿岸地域	73
第5章 計画の推進	74
1. 計画の推進体制	74
(1) 県における推進体制	74
(2) 各主体との連携	74
2. 計画の進行管理	74
(1) 数値目標による進行管理	74
(2) 年次報告・公表と県民意見の反映	75
3. 財政上の措置	76
4. 計画の見直し	76

【資料】

資料 1	三重県環境基本計画改定の経緯等	77
資料 2	三重県環境基本計画改定案（中間案）に対する県民意見の概要	79
資料 3	三重県環境基本条例	80
資料 4	「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針	85
資料 5	用語解説	89

注：文中の用語の使い方について

「県民」

一人ひとりの個人、NPO、地域の団体、事業者（企業）などの総称として使用します。
ただし、行政は含みません。

「住民」又は「地域住民」

地域で生活する個人の総称として使用します。

「県民一人ひとり」

上記の「県民」、「住民」又は「地域住民」が全体を大まかにとらえた表現であるのに対し、個人の行動等に注目する場合に使用します。ただし、法人は含みません。

「行政」

国、県、市町村の行政機関の総称として使用します。

※ ただし、条例等の条文を引用する場合を除きます。